

滋賀県公報

 令和4年
 (2022年)

 7月
 29日

 第329号

 金曜日

毎週火・金曜 2回発行

次 (※印は、県例規集に登載するもの) ※滋賀県職員安全衛生管理規程の一部改正(総務事務・厚生課)......1 \bigcirc 解除予定保安林の通知(森林保全課)......6 社会福祉士及び介護福祉士法による登録喀痰吸引等事業者の登録(医療福祉推進課).......6 社会福祉士及び介護福祉士法による登録喀痰吸引等事業者および登録特定行為事業者の名称および代 表者名変更の届出 (医療福祉推進課) 6 社会福祉士及び介護福祉士法による登録研修機関の開設者の名称および代表者の氏名変更の届出(医 社会福祉士及び介護福祉士法による登録研修機関の主たる事務所の所在地変更の届出(医療福祉推進 課)......7 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)......8 消防設備士講習実施公告(防災危機管理局).....8 公文書の公開等の実施状況公告(県民活動生活課)......9 滋賀県個人情報保護条例の運用状況公告(県民活動生活課).....10 令和4年度家畜商講習会開催公告(畜産課).....11 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(住宅課)......11 一般競争入札の公告(生活衛生課)......11 落札者決定の公告(警察本部会計課)......13 教育委員会訓令 ※滋賀県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正(教職員課)......14 公安委員会告示 令和4年滋賀県公安委員会告示第69号(滋賀県琵琶湖等水上安全条例第17条の2第1項の規定に基づ く水泳場保安水域の指定)の一部変更(地域課)......15 警察本部告示 ※口頭により滋賀県警察本部に対し開示請求を行うことができる保有個人情報の一部改正(生活安全企) 企業庁規程 ※滋賀県企業庁職員被服貸与規程の一部改正.....17 ※滋賀県企業庁職員安全衛生管理規程の一部改正.....18 病院事業庁規程 ※滋賀県病院事業庁職員安全衛生管理規程の一部改正......20 落札者決定の公告 23 訓 슦

滋賀県訓令第27号

滋賀県職員安全衛生管理規程(昭和59年滋賀県訓令第2号)の一部を次のように改正する。 令和4年7月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

第34条第1項中「健康管理指導区分決定通知書(別記様式第4号)により」を削る。

第41条第1項中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。 この場合において、同項中「通知」とあるのは、「健康管理指導区分変更通知書(別記様式第5号)により通知」 と読み替えるものとする。

第43条第2項中「おいて」の右に「読み替えて」を加える。

別記様式第1号中

		NtL.	that the area with	- W
所属	名		勤 務 す る 職 「	
		男	女	計
職	名	氏	<u> </u>	名
選任年月	日	学		歴
		-l *	理科系統(課程)
		大卒	その他(課程)
年 月	日	高卒	理科系統(課程)
			その他(課程)
		その他		
安全管理業務				
の経歴				
- B	h			
所属	名			
職	名			
194	′H			
氏	名			
選任年月	日		年 月	日

「所属長

印」を「所属長

「総括安全衛生管理者 様」に、 (主な部界をよ) (主管課経由)

「総括安全衛生管理者 様 を に改める。

別記様式第2号中

4	令和4年(2022年)	7月29日	滋	買具	公	報			第	329 号	
Г											
		<i>h</i>			作	業 従	事	職	員	数	
	所属	名		男			女			計	
											を
											~~~~
	職	名		丑	i					名	
· ·											]
·	所	属	名		ľ	乍 業	従	事	職	員数	
	職		 名		E	r.				名	に、
	<b>ЛЕХ</b>		白		1						
Г	所属長	En t	「所属長					に、	「糸	総括安全衛生管理	」 2者 様
,			が一角文				J	(_,		(主管課経由)	J
を	「総括安全衛生管理者	に欧める。									
,	別記様式第4号を削る。	J									
	別記様式第5号中「職員	氏名				⑪」を		員氏名			
	」に、「所属長	* 65° 4 E ] ) E	1 <del>24-12</del> - 24-1-14			「属長					1
اک)	改め、同様式を別記様式	√第4号とし、同	<b>康式の次に次</b>	の1様式	を加	<b>ス</b> る。					

様式第5号(第41条関係)

第 号 年 月 目

様

総括安全衛生管理者 総 務 部 長

# 健康管理指導区分変更通知書

滋賀県職員安全衛生管理規程第41条第3項において読み替えて準用する第34条第1項の規定に基づき健康管理指 導区分を下記のとおり変更したので通知します。

記

職	名	氏	名	健	康	管	理	指	導	区	分
									(前回排	旨導区分	<del>)</del> )

める。

付 則

- 1 この訓令は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にある改正前の滋賀県職員安全衛生管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要 の調整を加えて使用することができる。

告 示

#### 滋賀県告示第321号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通 知があった。

令和4年7月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 解除に係る保安林の所在場所 犬上郡多賀町大字敏満寺字斧磨440-58、440-100から440-102まで、440-126、 440 - 127
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

#### 滋賀県告示第322号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定に基づき、登録喀痰吸引等事業者と して、次の者を登録した。

令和4年7月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の 所 在 地	名称および 代表者名	主たる事務所 の 所 在 地	実施する喀痰吸引等業務	登録年月日	登録番号
特別養護老人 ホームふれあ い	近江八幡市上 田町1315-1	社会福祉法人ほ のぼの会 理事長 際田博 已	近江八幡市上 田町1315-1	で 口腔内の喀痰 吸引 胃ろうまたは 腸ろうによる 経管栄養	令和4.8.1	251126076

#### 滋賀県告示第323号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定に基づく登録喀痰吸引等事業者およ び同法附則第27条第1項の規定に基づく登録特定行為事業者として登録した者のうち、次の者から名称および代表者 名変更の届出があった。

令和4年7月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

旧名称および 代表者名	新名称および 代表者名	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の名称	^{かくたん} 喀痰吸引等 業務の種類	特 定 行 為 業務の種類	変更年月日
社会福祉法人 グロー 理事長 北岡 賢剛	社会福祉法人 グロー 理事長 牛谷 正人	近江八幡市安土 町下豊浦4837番 地の2	特別養護老人ホームふくら	で 内の で で で で で で で で の の の の の の の の の の の の の	TEMP TO THE TO	令和 2 . 12. 24

#### 滋賀県告示第324号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第11条第2項の規定に基づき、登録研修機関として、次 の者を登録した。

令和4年7月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所 の名称	事業所の 所 在 地	開設者の名称 および代表者 の 氏 名	主たる事務所 の 所 在 地	研修の課 程	登録年月日	登録番号
НАРРҮ		HAPPY&SMI				
&SMIL	東京都大田区北	LE株式会社	東京都大田区北	第2号	Δ±π 4 Ω 1	9E11E06
E COL	馬込2-30-11	代表取締役 関枝里	馬込2-30-11	研修	令和4.8.1	2511506
LEGE		子				

### 滋賀県告示第325号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第11条第2項の規定に基づき登録研修機関として登録し た者のうち、次の者から開設者の名称および代表者の氏名変更の届出があった。

令和4年7月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所 の名称	事業所の 所 在 地	開設者の旧名 称および代表 者 の 氏 名	開設者の新名 称および代表 者 の 氏 名	主たる事務所の所 在地	研修の課 程	変更年月日	登録番号
DXO株 式会社	東京都中野区 本町三丁目31 -11Daiw a中野坂上ビ ル6階	株式会社オー ボックス 代表取締役 片貝浩樹	DXO株式会 社 代表取締役 片貝浩樹	東京都中央区 日本橋蛎殻町 二丁目13-6 EDGE水天 宮8階	第1号 研修 第2号 研修	令和4.4.1	2511504

#### 滋賀県告示第326号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第11条第2項の規定に基づき登録研修機関として登録し た者のうち、次の者から主たる事務所の所在地変更の届出があった。

令和4年7月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の 所 在 地	開設者の名称 および代表者 の 氏 名	主たる事務所の旧所在地	主たる事務所 の新所在地	研修の課 程	変更年月日	登録番号
DXO株 式会社	東京都中野 区本町三丁 目31-11D aiwa中 野坂上ビル 6階	DXO株式会 社 代表取締役 片貝浩樹	東京都中野区 本町三丁目31 -11Daiw a中野坂上ビ ル6階	東京都中央区 日本橋蛎殻町 二丁目13-6 EDGE水天 宮8階	第1号 研修 第2号 研修	令和4.4.1	2511504

#### 滋賀県告示第327号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊 危険区域を次のとおり指定する。

令和4年7月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 区域の名称 正法寺
- 2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱1号から10号までを順次結んだ線および標柱1号と10号を結んだ 線に囲まれた区域

市	町	大 字	字	地番	標柱番号
彦根市		地蔵町	引桑	391-1 地先河川敷	1
"		"	"	392-11	2
"		"	"	402	3
IJ		正法寺町	竹之内	557 — 2	4
"		"	"	555 — 1	5
"		"	"	553 — 1	6
"		"	下山之越	658	7
"		"	引貫山	863-12	8
"		"	"	863-11	9
"		"	"	863 — 8	10

告 公

#### 消防設備士講習実施公告

消防法 (昭和23年法律第186号) 第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事または整備に関する講習 (以 下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和4年7月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

# 1 講習の種類

講 習 区 分	消防設備士の種類
消火設備	甲種(第1類から第3類まで)、乙種(第1類から第3類まで)
警報設備	甲種(第4類)、乙種(第4類および第7類)
避難設備・消火器	甲種(第5類)、乙種(第5類および第6類)

# 2 講習の日時および場所

⇒±	講習区分		$\wedge$	п	時		場			所		
神 百 区 万		Ħ	E E	叶牛	会	場	名	所	在	地		
沙环	مان	≑л	烘	令和4年8月23日(火)	9時30分から12時まで							
刊	消火設備	¬ 和 4 平 8 月 23 口 (火)	12時45分から16時45分まで									
警	報	設	備	令和4年8月24日(水)	9時30分から12時まで							
(	(いずれか 一 ^{令和4年}		□ ¬ 和 4 + 0 月 24日 (水)	12時45分から16時45分まで	野洲	文化小	劇場	野洲市	7小篠原	Ę2142		

1日を選択	!)	令和4年8月25日(木)	9時30分から12時まで
		7/114 <del>+</del> 6 月 25日 (水)	12時45分から16時45分まで
避難設	備	<b>△</b> fn 4 左 0 日 gc □ (△)	9時30分から12時まで
• 消 火	器	令和4年8月26日(金)	12時45分から16時45分まで

- ※ 各日とも講習終了後、30分程度の効果測定考査を行う。
- 3 受講対象者 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の17第1項または第2項の規定により講習を受 けなければならない者
- 4 受講手続および受講手数料 受講申請書に所定の事項を記入の上、滋賀県収入証紙7,000円を貼り付け、5に示す 受付期間中に6に示す受付場所に郵送により提出すること。
- 5 受講申請書の受付期間 令和4年8月1日(月)から同月8日(月)までの9時から17時まで(正午から13時までを 除く。)とする(当日消印有効)。
- 6 受講申請書の受付場所 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会 〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館2階 電話 077-521-3921
- 7 その他 その他詳細については、受講申請書の受付場所に問い合わせること。

### 公文書の公開等の実施状況公告

滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号)第31条の規定により、令和3年度における公文書の公開等の実 施状況を次のとおり公表する。

令和4年7月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 公文書の公開請求および審査請求の状況
  - (1) 公文書の公開請求の件数および処理状況

		処理状況	公 開	一部公開		取下げ		
請求件数					非公開情報	不存在	その他	
知	事	930	410	574	5	99	0	83
行政委員	員会等	<b>等</b> 303 61		183	2	108	0	18
合	計	1, 233	471 7		7	207	0	101

- ② 審査請求の件数および処理状況
  - ア 実施機関の処理状況

		V + D =												
処理状況		諮問	問前	諮問係	属件数				-	を 査請する こうしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	杉に対	する裁	決	
	請求	<b></b>		3/6 PP _L	H. T. *	裁決前取	裁決処理		37 A	一部	認容	<del>-</del> 1-11	一部棄却	4: 1
請求年度	件数	取下げ	未諮問	諮問甲	取下け	下げ	中		認容	一部 棄却	一部 却下	棄却	一部却下	却下
令和3年度 新規審查請求	12	0	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度からの継続案件	11	0	0	9	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0
合 計	23	0	2	19	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0

イ 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会の審議の状況

審議状況						審査部会	の処理			
	-M- HH					諮問に	こ対する	答申		
	諮問	部 問 あてば	/ <del></del>			一部	取消		一部	
諮問年度	件数	取下げ	審議中		取消	一部 棄却	一部 却下	棄却	棄却 一部 却下	却下
令和3年度新規諮問案件	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0
過年度からの継続案件	10	0	9	1	0	1	0	0	0	0
合計	20	0	19	1	0	1	0	0	0	0

2 情報提供の状況

利	用状況	利用者数	情報提供件数		情報提供作	牛数の内訳		
窓口		利用有数	用報促供件級	案内相談	閲覧	資料提供	貸	出
県 民 情 報	全室	3, 121	3, 121	600	1, 165	1, 313		43
警察県民セン	ター	22	22	0	1	21		0
合	計	3, 143	3, 143	600	1, 166	1, 334		43

注 「県民情報室」は県庁に、「警察県民センター」は警察本部に設置している。

### 滋賀県個人情報保護条例の運用状況公告

滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。)第51条の規定により、令和3年度 における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年7月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

### 1 個人情報取扱事務の登録状況

実 施 機 関	知 事	行政委員会等	合 計
登 録 件 数	1,607	433	2,040

- 2 開示請求、訂正請求および利用停止請求の件数ならびに処理状況
  - (1) 保有個人情報の開示請求の件数および処理状況

		1理状況	開示	一部			開 示 示理由)		取下げ
請求件数			۱۲۹۱۱	開示		不開示 情 報	不存在	その他	40 1 1)
	条例第14条による請求	29	17	10	2	0	2	0	0
知 事	条例第25条による口頭での請求	104	104	_	_	_	_	_	_
	小計	133	121	10	2	0	2	0	0
行 政	条例第14条による請求	167	31	183	56	49	7	0	2
委員会等	条例第25条による口頭での請求	7, 929	7, 929	_	_	_	_	_	_
安貝云守	小計	8,096	7,960	183	56	49	7	0	2
	条例第14条による請求	196	48	193	58	49	9	0	2
計	条例第25条による口頭での請求	8,033	8, 033	-	_	_	_	=	_
	合計	8, 229	8,081	193	58	49	9	0	2

(2) 保有個人情報の訂正請求の件数および処理状況 3件

請求件数	_	処理状況	訂正	一部訂正	不訂正	取下げ
知	事	0	0	0	0	0
行政委	員会等	3	0	2	1	0
合	計	3	0	2	1	0

- ③ 保有個人情報の利用停止請求の件数および処理状況 実績なし
- 3 審査請求の件数および処理状況
  - (1) 実施機関の処理状況

处理状況		諮問	問前	諮問係	属件数				寉	野査請2	対に対	する裁	決	
	請求	# · *	>4-	-M- HH . I .	F 18	裁決前取	裁決処理			一部	認容		一部棄却	lun →
請求年度	件数	取下け	未諮問	諮問甲	取下け	下げ	中		認容	一部 棄却	一部 却下	棄却	一部却下	却下
令和3年度 新規審査請求		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度からの継続 続案件		0	0	1	0	0	9	1	0	0	0	1	0	0
合 計	12	0	0	2	0	0	9	1	0	0	0	1	0	0

(2) 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会の審議の状況

審議状況		-				審査部会	の処理			
	-w	-w_ ====				諮問り	こ対する	答申		
	諮問	諮 問    取下げ	<b>☆</b> ☆ →			一部	取消		一部	
諮問年度	件数	取下げ	審議中		取消	一部棄却	一部 却下	棄却	乗却一部却下	却下
令和3年度新規諮問案件	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
過年度からの継続案件	11	0	1	10	0	3	1	5	1	0
合計	12	0	2	10	0	3	1	5	1	0

- 4 苦情処理および苦情相談の件数
  - (1) 実施機関に関する苦情処理の件数 0件
  - (2) 事業者に関する苦情相談の件数 0件

#### 令和4年度家畜商講習会開催公告

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定により、令和4年度家畜商講習会を次のとおり開催する。 令和4年7月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 開催期日 令和4年10月17日(月)および18日(火)
- 2 開催場所 滋賀県庁新館7階大会議室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
- 3 講習科目および時間
  - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
  - ② 家畜の品種および特徴 4時間
  - ③ 家畜の悪癖、機能障害および疾病 6時間
- 4 受講手続
  - (1) 受講希望者は、受講申込書(所定の用紙)に写真(申込前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面、無背景の縦4センチメートル横3センチメートルのもの)を添えて持参または郵送により提出すること。
  - ② 提出先 滋賀県農政水産部畜産課
  - (3) 受付期間 令和4年9月1日(木)から令和4年9月30日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の執 務時間内(郵送の場合は必ず簡易書留郵便とし、受付期間必着とする。)
  - (4) 受講手数料 3,500円(滋賀県収入証紙を受講申込書に貼付すること。)
- 5 その他 この講習会について不明な点は、滋賀県農政水産部畜産課まで問い合わせること。

滋賀県農政水産部畜産課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-3851 FAX 077-528-4883

______

#### 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年7月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

開発許可を受けた者	開発区域の名称	面積	検 査	済 証
の住所・氏名	用 光 区 域 07 名 你	山 作	交付年月日	番号
石川県白山市松本町2512番				
地	愛知郡愛荘町安孫子字柳243	0.700.40.2	A=1 7 00	6560
株式会社クスリのアオキ	番	3, 788. 49 m²	令和4.7.22	6569
代表取締役 青木宏憲				

#### 一般競争入札の公告

令和4年度におけるガスクロマトグラフ質量分析システムの購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定によ

り公告する。

令和4年7月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品名および数量 ガスクロマトグラフ質量分析システム 一式
  - (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 令和5年3月17日(金)
  - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
  - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) この調達に係る入札公告日から落札者決定までの期間に滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止 の措置を受けていないこと。
  - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:理化学機器・分析機器・計測機器

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において、資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、資格を 有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は不要である。
- 4 基準品または同等品の事前確認 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり、基準品または同等品(基準品と同等以上の性能を備える機器をいう。以下同じ。)である旨の確認を受けること。当該確認の申請は、郵送(一般書留または簡易書留に限る。)または持参で受け付ける。
  - (1) 必要とする書類
    - ア 入札機器一覧
    - イ 物品の全部または一部について同等品での入札を希望する場合にあっては、機能証明書および機能証明書で 表記されている内容が明らかになる資料
  - (2) 提出期限 令和4年8月25日(木)12時
  - ③ 提出場所 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
- 5 現地確認 この入札に参加を希望する者は、入札書を提出するまでに次の連絡先へ連絡し、調整の上、現地確認 を行うことができる。

連絡先 滋賀県衛生科学センター理化学係 (電話 077-537-7436)

- 6 入札執行の日時、場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先
    - ア 滋賀県物品・役務電子調達システム
    - イ 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3645 電子メール suido@pref. shiga. lg. jp
  - (2) 契約条項を示す期間
    - ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和4年7月29日(金)から令和4年9月20日(火)まで
    - イ 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 令和4年7月29日(金)から令和4年9月20日(火)まで(土曜日、日曜日 および祝日を除く。)の9時から17時まで
  - (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
  - (4) 入札説明会 行わない。
  - (5) 入札書の受領期限 令和4年9月20日(火)17時
  - (6) 開札の日時および場所 令和4年9月21日(水)10時 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課
- 7 入札方法等
  - (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則

第92号)の規定によるものとする。

- (2) 入札書の提出方法
  - ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し6⑤に示す入札書の受領期限までに入札 すること。
  - イ 持参による場合 入札書を6(5)に示す入札書の受領期限までに6(1)イに示す場所に持参すること。
  - ウ 郵送による場合 入札書を 6 (5)に示す入札書の受領期限までに 6 (1)イに示す場所に必着させること。書留郵 便 (一般書留または簡易書留) に限る。また、この場合の送料は、自己負担とする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 9 契約書作成の要否 要
- 10 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
  - (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
  - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 11 落札者の決定方法
  - (1) この公告に示した物品を納入することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
  - (2) 仕様書に示した要件または条件を満たす資料について、技術的に検討し、基準品または同等品であると認めたもののみ落札対象とする。
- 12 支払条件 前金払および部分払は行わない。
- 13 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 14 その他必要事項
  - (1) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
  - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
  - (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
  - (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじで落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。
  - (5) 一度提出した入札書は書換えまたは撤回をすることはできない。
  - (6) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達 に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達 苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することが ある。
  - (7) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
  - (8) その他詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Gas chromatograph mass analysis system, 1 set
  - (2) Deadline for tender: 17:00, September 20, 2022
  - (3) For further information, contact: Environmental Health Division, Department of Public Health Care and Welfare, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-3645

#### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年7月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県捜査支援指紋情報管理システムの賃借(搬入設置作 業および保守を含む。) 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号
- 3 落札者を決定した日 令和4年6月29日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 NECキャピタルソリューション株式会社京都営業所 京都府京都市下京区四条通鳥 丸東入ル長刀鉾町8
- 5 落札金額 290,664,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和4年5月20日(金)

#### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定 める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年7月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 運転免許業務自動受付機の購入(搬入設置工事および保守 を含む。) 七式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号
- 3 落札者を決定した日 令和4年6月29日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 日本電気株式会社滋賀支店 大津市梅林一丁目3番10号
- 5 落札金額 32,879,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和4年5月20日(金)

#### 教育委員会訓令

#### 滋賀県教育委員会訓令第5号

滋賀県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成9年滋賀県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。 令和4年7月29日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

第16条第2項第4号中「を防止」を「の防止」に改める。

別記様式第1号中

	所	属		名			常	時	勤	務	す	る	職	員	数		
	191	/西		<b>4</b> 1			男				女	•				計	
職	名			氏		名			性	別		生	4	丰	月	目	を
													年		月	日	
													'				
	選	任	年	月	日				_								
	年			月		目							_	_			

	77 和 4 升	- (2022	平) (	月 2	эц		双 貝	乐	7	T 羊収		5	<b>持 3/2</b> 5	175		
Γ																7
	所 属 名 職 名				丑	氏 名 選 任 年 月				丰 月	目 日					
												年		月	Ħ	
「総括安全衛生管理者 様」を 「(宛先) に、「所属長 総括安全衛生管理者 」 に改める。 別記様式第2号中																
Γ		ii.	尾		名			作	業	従	事	職	員	数		
	所属			泊		ļ	男			女			計			
																を
	職	名			氏		名			性別		生	年	月	日	
												年		月	日	
Γ	所	属	名		職	名		氏						名		
																に、
「総括安全衛生管理者 様」を に、「所属長 に改める。																
ļ	別記様式第		総括安			者 様」	「(宛 を 総	先) 括安全衛	新生	管理者		.、「所 に改め	属長る。			
_	付 則		_			<i>₩</i>					_					
1	1 この訓令は、令和4年8月1日から施行する。															

- 2 この訓令の施行の際現にある改正前の滋賀県教育委員会職員安全衛生管理規程に定める様式による用紙は、当分 の間、所要の調整を加えて使用することができる。

# 公安委員会告示

#### 滋賀県公安委員会告示第84号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例(昭和30年滋賀県条例第55号)第17条の2第1項の規定に基づき令和4年滋賀県公安 委員会告示第69号により水泳場保安水域として指定した水域のうち、次の水域の指定およびその期間を変更する。 令和4年7月29日

滋賀県公安委員会委員長 髙 橋 啓 子

水泳に供する		水泳場保安水域に指定した水域	期間
水域の所在地 大津市大物218番地の		次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによ	令和4年7月1
5 地先琵琶湖沿岸		がり、イ、りねよい上の登点を描んだ縁と例尾線とによって囲まれた水域	から同年8月31
(大地協セツルの家)	変	基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の	から同年 0 月 3 I     まで
	及	東角	
	更	ボ	
	前	イ 基点から真方位60度199メートルの地点	
	13.3	ウ 基点から真方位88度138メートルの地点	
		エ 基点から真方位49度59メートルの地点	
		次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによ	令和4年7月29
		って囲まれた水域	から同年8月31
	変	基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の	まで
		東角	
	更	ア 基点から真方位30度165メートルの地点	
	後	イ 基点から真方位58度207メートルの地点	
		ウ 基点から真方位71度163メートルの地点	
		エ 基点から真方位34度105メートルの地点	
大津市大物青柳660番		次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによ	令和4年7月1
地地先琵琶湖沿岸		って囲まれた水域	から同年8月31
(青柳浜キャンプ場)	変	基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の	まで
	更	東角	
	丈	ア 基点から真方位49度59メートルの地点	
	前	イ 基点から真方位88度138メートルの地点	
		ウ 基点から真方位137度250メートルの地点	
		エ 基点から真方位165度201メートルの地点	
		次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を結んだ線と湖岸線と	令和4年7月29
		によって囲まれた水域	から同年8月31
	変	基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の	まで
	毌	東角	
	更	ア 基点から真方位39度81メートルの地点	
	後	イ 基点から真方位79度148メートルの地点	
		ウ 基点から真方位117度170メートルの地点	
		エ 基点から真方位137度250メートルの地点	
		オ 基点から真方位165度201メートルの地点	

#### 警 察 本 部 告 示

# 滋賀県警察本部告示第43号

平成18年滋賀県警察本部告示第10号(口頭により滋賀県警察本部に対し開示請求を行うことができる保有個人情報) の一部を次のように改正する。

令和4年7月29日

表中

滋賀県警察本部長 鶴 代 隆 造

を

「 中	猟銃等初心者講習会 考査	筆記による考査の得点	合格発表の日から1箇月間
T	年少射擊資格講習会 考查	筆記による考査の得点	合格発表の日から1箇月間

٠.				_
	猟銃等初心者講習会	筆記による考査の得点	合格発表の日から1箇月間	İ
	考査			
	クロスボウ初心者講	筆記による考査の得点	合格発表の日から1箇月間	
	習会考査			l
ĺ	年少射擊資格講習会	筆記による考査の得点	合格発表の日から1箇月間	
	考査			

に改める。

### 付 則

この告示は、令和4年7月29日から施行する。

# 企 業 庁 規 程

### 滋賀県企業庁規程第1号

滋賀県企業庁職員被服貸与規程(昭和47年滋賀県企業庁規程第9号)の一部を次のように改正する。 令和4年7月29日

滋賀県企業庁長 西村信雄

付則第2項を削り、付則第1項の項番号を削る。

別表を次のように改める。

# 別表 (第2条関係)

区	分	被服	員 数
経営課の職員(計画管理室の職員を除く。)		作業服 (冬用・上下)	1 着
経営課計画管理室の職員		作業服 (冬用・上下)	1 着
施設整備課の課長および浄水場耐震対策室長		作業服 (夏用・上下)	1 着
浄水課の課長および総括補佐		防寒服 (上)	1 着
		雨具(上下)	1 着
		ゴム長靴	1足
		安全靴	1足
		帽子	1 個
施設整備課の職員(課長および浄水場耐震対策室	長を除く。)	作業服 (冬用・上下)	2 着
浄水課の職員(課長、総括補佐および水質管理室	の職員を除く。)	作業服 (夏用・上下)	2 着
		防寒服 (上)	1 着
		雨具(上下)	1 着
		ゴム長靴	1足
		安全靴	1 足
		帽子	1 個
浄水課水質管理室の職員で所属長が水質検査等に	従事する必要があ	作業服 (冬用・上下)	2 着
ると認めたもの		作業服 (夏用・上下)	2 着
		防寒服 (上)	1 着
		雨具(上下)	1 着
		ゴム長靴	1 足
		運動靴	1足
		帽子	1 個

別記様式中

所属長確認印

を所属長確認

に改める。

### 付 則

- 1 この規程は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にある改正前の別記様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

#### 滋賀県企業庁規程第2号

滋賀県企業庁職員安全衛生管理規程(平成24年滋賀県企業庁規程第1号)の一部を次のように改正する。 令和4年7月29日

滋賀県企業庁長 西村 信 雄

第32条第1項中「健康管理指導区分決定(変更)通知書(別記様式第1号)により」を削る。

第38条第1項中「別記様式第2号」を「別記様式第1号」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。 この場合において、同項中「通知」とあるのは、「健康管理指導区分変更通知書(別記様式第2号)により通知」 と読み替えるものとする。

第40条第2項中「おいて」の右に「読み替えて」を加える。

別記様式第1号を削る。

別記様式第2号中「職員氏名

⑩」を「職員氏名

」に、「所属長

印」を「所属長

」に改め、同様式を別記様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第38条関係)

第 号 年 月 日

様

総括安全衛生管理者 企 業 庁 次 長

健康管理指導区分変更通知書

滋賀県企業庁職員安全衛生管理規程第38条第3項において読み替えて準用する第32条第1項の規定に基づき健康管 理指導区分を下記のとおり変更したので通知します。

記

職名	氏	名	健康管理指導区分
			(前回指導区分)

別記様式第3号中 要 区 分 摘 を Γ 要 摘 区 分 に、 職員番号

「所属長

⑩」を「所属長

」に改める。

### 付 則

- 1 この規程は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にある改正前の滋賀県企業庁職員安全衛生管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、 所要の調整を加えて使用することができる。

### 病院事業庁規程

#### 滋賀県病院事業庁規程第13号

滋賀県病院事業庁職員安全衛生管理規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第17号)の一部を次のように改正する。 令和4年7月29日

> 滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第7条第3項中「衛生管理者(衛生推進者)選任報告書」を「衛生管理者選任報告書」に改める。 別記様式第1号および別記様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第7条関係)

衛生管理者達	巽任報	告	書
--------	-----	---	---

所	属	名			
常時勤務	する職員	数			
職		名			
氏		名			
選 任	年 月	日	年	月	Ħ
資格 取	得 年 月	Ħ	年	月	Ħ

滋賀県病院事業庁職員安全衛生管理規程第7条の規定に基づき上記のとおり報告します。

年 月 日

病院長

病院事業安全衛生管理者 様

安全推進者選任報告書

所 属 名 名 名 選任年月日 年 月 日

滋賀県病院事業庁職員安全衛生管理規程第10条の規定に基づき上記のとおり報告します。

年 月 日

病院長

病院事業安全衛生管理者 様

	別記様式第3号中	男	業従	事 職	員 数計	**************************************	
			職員	数	に、「所属長		
属	別記様式第 5 号中「職 長 別記様式第 6 号中	を「病院長 員氏名 即」を「所属	長	◉」を「職∫	」に改める。 員氏名 」に改める。	، ا	二、「所
·	区	分	摘			要	を .」
I	区	分	摘			要	に、
	職 員	番号	EN.	を「所属長			] ] []
	が属を :める。 <b>付 則</b> この規程は、令和4年	8月1日から施行す		で <i>  D</i>   <b>周文</b>			, KC
		雑			報		

#### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年7月29日

滋賀県立図書館長 村 田 恵 美

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和4年度滋賀県立図書館納入図書 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立図書館 〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740 -1
- 3 落札者を決定した日 令和4年5月26日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 滋賀県書店商業組合 〒520-0801 大津市におの浜三丁目5番10号
- 5 落札金額 購入を予定する書籍の本体価格 (消費税および地方消費税を除いたものをいう。) から 4.0パーセントを割り引いた金額
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札